

確 認 書

第 年 月 日 号

様

都道府県知事  
指定都市の長 ㊟

年 月 日付けをもって受理しました確認申請については、土地に関する権利の移転（設定）の対価として予定している額が国土利用計画法に該当しない旨を確認することとしましたので通知します。

なお、本確認の有効期間は 年 月 日までです。

確認の内容

1 土地の所在及び地番

m <sup>2</sup>
区画
/ × □

2 土地の面積及び区画数等

3 予定対価の額

土地

円

工作物等

円

- (注) 1 有効期間の満了日における契約未了物件について次の要件を満たす場合には、申請により有効期間を延長することがあります。
- (1) 有効期間満了後も本確認に係る価額を超えない価額で土地に関する権利の移転（設定）を行うものであること。
  - (2) 本確認に係る区画の形状の変更又は本確認に係る建物の改築等をせずに土地に関する権利の移転（設定）又は共有持分の割合の変更を行うものであること。
  - (3) 本確認の有効期間満了日から起算して〇週間以上前に有効期間の延長を申請すること。
- 2 1の要件を満たさない場合に、有効期間満了後も継続して土地に関する権利の移転（設定）を行うためには、再度確認を受けることが必要です。
- 3 有効期間の延長又は再度の確認を受けることなく、土地売買等の契約を締結した場合には、国土利用計画法第 47 条第 2 号の規定により刑罰を科せられる場合があります。

別紙 6

不 確 認 書

第 号  
年 月 日

様

都道府県知事  
指定都市の長

印

年 月 日付けをもって受理しました確認申請については、土地に関する権利の移転（設定）の対価として予定している額が、下記の理由により、国土利用計画法に該当しない旨の確認をしないこととしましたので通知します。

記

別紙 7

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
※県コード	※受理台帳 ※コード	※ キー番号		※ 受理年月日			※ 確認申請のコード	
		年	第 号	年	月	日	キー番号	

区 分 ※	所・地・賃・借
受理番号 ※	年 月 日 第 号
処理番号 ※	年 月 日 第 号

有 効 期 間 延 長 申 請 書

年 月 日

様  
〒  
住 所  
申請者 氏 名 (印)  
(担当者) 電話

別添販売状況報告書に記載しました土地の区画（共有持分）のうち契約が締結されていない土地の区画（共有持分）について、下記のとおり、 年 月 日付け第 号の確認書により通知された確認の有効期間の延長を申請します。

記

1 確認に係る土地に関する所有権（地上権・賃借権・その他）の移転（設定）の状況は、販売状況報告書及び次表のとおりであること。

	更地計	一戸建住宅 建付地計	共同住宅等 建付地計	不動産特定共同事業		合計
				更地計	建付地計	
面積	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
うち契約が締結 されていないもの の面積	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	㎡
区 画 数 等	区画	区画	区画	／ × □ 計 □	／ × □ 計 □	区画 ／ × □ 計 □
うち契約が締結 されていないもの の区画数等	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	区画 ／ × □ 計 □

- 2 確認に係る予定対価の額を超えない額で土地に関する所有権（地上権・賃借権・その他）の移転（設定）を行うものであること。
- 3 確認に係る土地の区画の形状の変更及び確認に係る建物の改築等をせず土地に関する所有権（地上権・賃借権・その他）の移転（設定）又は共有持分の割合の変更を行うものであること。

⑲	⑳
※処理年月日	
年	月 日
※処理内容	

有効期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

都道府県知事  
指定都市の長

㊞

年 月 日付け第 号の確認書により通知した確認に関し 年 月  
日付けをもって受理した有効期間の延長申請については、有効期間を 年 月  
日まで延長することとしましたので通知します。

- (注) 1 延長後の有効期間の満了日における契約未了物件について次の要件を満たす場合には、申請により有効期間を再延長することがあります。
- (1) 延長後の有効期間満了後も確認に係る価額を超えない価額で土地に関する権利の移転（設定）を行うものであること。
  - (2) 確認に係る区画の形状の変更又は確認に係る建物の改築等をせずに土地に関する権利の移転（設定）を行うものであること。
  - (3) 延長後の有効期間満了日から起算して〇週間以上前に有効期間の延長を申請すること。
- 2 1の要件を満たさない場合に、延長後の有効期間満了後も継続して土地に関する権利の移転（設定）を行うためには、再度確認を受けることが必要です。
- 3 有効期間の再延長又は再度の確認を受けることなく、土地売買等の契約を締結した場合には、国土利用計画法第 47 条第 2 号の規定により刑罰を科せられる場合があります。

別紙 9

通 知 書

第 号  
年 月 日

様

都道府県知事  
指定都市の長

㊟

年 月 日付けをもって受理した確認の有効期間の延長申請については、下記の理由により、有効期間を延長しないこととしましたので通知します。

なお、有効期間満了後、土地売買等の契約を締結しようとする場合には、国土利用計画法第 27 条の 4 第 1 項（法第 27 条の 7 第 1 項において準用する場合を含む。）に基づき、届出をし、又は再度確認を受けることが必要ですので念のため申し添えます。

記

勸 告 書

第 号  
年 月 日

様

都道府県知事  
指定都市の長

㊟

国土利用計画法の規定に基づき、 年 月 日付けをもって届出のありました土地売買等の契約について、同法の規定に基づき下記のとおり勧告します。

〔 なお、この勧告に基づき講じた措置を 年 月 日までに報告してください。 〕

記

勸 告 事 項	
---------	--

不 勧 告 通 知 書

第 年 月 日 号

様

都道府県知事  
指定都市の長

㊟

国土利用計画法の規定に基づき、 年 月 日付けをもって届出のありました土地売買等の契約について、同法の規定に基づく勧告をしないこととしましたので通知します。

なお、その土地の利用に当たっては、他の法令等に係る許可の申請等をしなければならない場合があることを念のため申し添えます。

届出の内容

1 届出の相手方

--

2 土地の所在及び地番

--

3 土地の面積

	m <sup>2</sup>
--	----------------

4 予定対価の額

土地

	円
--	---

工作物等

	円
--	---